

ポーランド週報

(2023年11月16日～2023年11月22日)

令和5年(2023年)11月24日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ドゥダ大統領とホウオヴニャ下院議長との会談 モラヴィエツキ首相による「ポーランドの問題の10か条」の発表と「ポーランドの問題の連立」の呼びかけ 下院における常設委員会の設置 国家法廷判事の任命 「市民連立」、3つの調査委員会設置に関する決議案を議会に提出 モラヴィエツキ首相によるEU首脳非公式会合出席 パヴラク大統領府国政政策局長官とワルシャワ駐在アラブ諸国外交団長との会談 ドゥダ大統領とニーニスト・フィンランド大統領との会談 ヤブウォンスキ外務次官によるEU外相非公式オンライン会合代理出席 ゲルヴェル外務次官によるG7＋外相オンライン会合代理出席 ドゥダ大統領によるV4首脳会合出席								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ワルシャワで親パレスチナのデモが実施 カトヴィツェの炭鉱付近で地震が発生 ワルシャワの通りに爆発装置を仕掛けた女が逮捕 ロシアのスパイ16人が起訴 スロバキアとの国境管理が延長								
経済 ポーランド・ウクライナ国境における輸送業者による抗議行動 最高会計検査院によるウクライナ穀物輸入に関する監査報告 欧州委員会によるポーランド復興計画修正案の承認 10月小売売上高前年比2.8%増 ポーランド企業による海外投資の状況 10月の雇用・賃金統計 ウクライナから移転するウクライナのスタートアップ企業の59%がポーランドを選択 Ferrum、水素パイプでシェア20%を目指す Orlenの子会社がKUFPEC Norway社を買収 OrlenとGaz-SystemのCO2回収・送電・隔離技術導入に関する意向書の締結 高温ガス炉技術分野に係る研究開発に関する協力覚書の締結								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い マイナンバーカード取得のお願い 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
---	--

政 治
内 政

ドゥダ大統領とホウオヴニャ下院議長との会談【17日】

17日、大統領府において、ドゥダ大統領とホウオヴニャ下院議長が会談を行った。同席したイグナチャク＝バンディフ大統領府長官は、「友好的な雰囲気の中で会談が行われた。ドゥダ大統領は、ポーランドにとって最も重要な問題について、議会と協力する用意が整っていることを強調した。」と述べるとともに、「同時に、ドゥダ大統領は、下院の幹部に下院最大会派の代表がいないことについて遺憾の意を表し、民主主義のスタンダードに合致していないと伝えた。」と付言した。他方、ホウオヴニャ下院議長は、「ドゥダ大統領は、憲法で定められた期限を守り、遅滞なくすべての活動を行うと約束した。」と述べ、「下院のために、ポーランド人のために、我々全員のために、一刻も早く現在の過渡期が終わりを迎えることを強く望んでいる。だからこそ、ドゥダ大統領が行った宣言の重要性を強調したい。もし実現に至り、通称「第2段階」が行われれば、12月15日にはポーランドの議会で過半数を占める政権が樹立されることを意味するからだ。」と付言した。ドゥダ大統領とホウオヴニャ下院議長は、国際情勢や安全保障についても協議を行った。

モラヴィエツキ首相による「ポーランドの問題の10か条」の発表と「ポーランドの問題の連立」の呼びかけ【17日】

17日、モラヴィエツキ首相は、「ポーランドの問題の10か条」の一部を発表するとともに、「ポーランドの問題の連立」を組むよう呼びかけた。また、モラヴィエツキ首相は、今週末には「無党派政府」の閣僚人事を発表すると述べた。

下院における常設委員会の設置【21日】

21日、下院において、29個の常設委員会が設置されるとともに、委員長の人選が行われた。現時点では、「市民連立」(KO)から12名、「ポーランド2050」から4名、「農民党」(PSL)から4名、「新左派」(NL)から2名、「法と正義」(PiS)から2名、「同盟」から1名ずつ、委員長のポストに就くことになっており、4委員長ポストは空席のままである。外交委員会委員長にはコヴァル下院議員(KO)、EU委員会委員長にはコボスコ下院議員(「ポーランド2050」)がそれぞれ就任した。

国家法廷判事の任命【21日】

21日、下院によって、国家法廷(TS)の判事の人選が行われた。下院が選ぶ16名の判事のうち、9名は「市民連立」(KO)、「第3の道」(TD)、「新左派」(NL)の、6名は「法と正義」(PiS)の、1名は「同盟」の推薦を受けていた。副長官の2名の人選も行われ、KOとPiSからそれぞれ推薦を得た人物が1名ずつ指名を受けた。国家法廷とは、大統領や両院議長、首相、閣僚、国立銀行総裁、軍幹部などが法規を犯した際に裁くことができる、憲法によって定められた公的機関である。なお、国家法廷の長官を務めるのは、最高裁判所長官とされている。

「市民連立」、3つの調査委員会設置に関する決議案を議会に提出【22日】

22日、「市民連立」(KO)は、①2020年大統領選挙における通称「郵便投票」制度、②外国人に対するビザ発給において不正が働かれていたという疑惑が生じている通称「ビザ・スキャンダル」、③野党議員に対するスパイウェア「ペガサス」の使用の関する3つの調査委員会を設置する決議案を議会に提出した。3つの委員会はすべて11名の委員で構成されることが想定されている。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相によるEU首脳非公式会合出席【16日】

16日、モラヴィエツキ首相は、クロアチアのザグレブで開かれたEU首脳非公式会合に出席した。会合は、EU戦略アジェンダの準備を進める一環として行われた。ポーランドは、欧州統合は各国の主権を考慮に入れ、妥協の原則に基づいて行われるべきだという立場をとっている。モラヴィエツキ首相は、加盟国の国益が危機に瀕している場合、優先順位を決め

る際に基本となるべきは当該国の制度であると強調した。モラヴィエツキ首相は、「加盟国が大部分の意思決定の行うべきだという考え方が強まったと確信している。加盟国の国益がかかっている場合、当該国の公的機関、つまり政府や議会こそが、優先順位を付ける際の基本的な存在であるべきだ。」と述べた。また、モラヴィエツキ首相は、「EUは岐路に立たされている。EUが抱える課題に関する議論は勢いを増しているだけでなく、今日、複数のジレンマによって

特徴付けられている。つまり、内政や外交、安全保障、経済、移民などについての規制の数を増やして共同体化の方向に進むのか、あるいは、最も重要な課題に集中し、互いに助け合うかのどちらかである。」と指摘した。前回の同様の会合が行われたのは、2023年10月6日のスペイン・グラナダであり、当時は不法移民について議論が行われた。

パヴラク大統領府国政政策局長官とワルシャワ駐在アラブ諸国外交団長との会談【17日】

17日、パヴラク大統領府国政政策局長官は、アラブ諸国の外交団長と会談を行い、ガザ地区における現在の人道的状況について議論を深めた。パレスチナ、レバノン、クウェート、エジプト、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、シリア、イラク、チュニジア、イエメン、アルジェリア、モロッコ、カタールの外交官が会合に出席した。パヴラク長官は、ポーランドが常に中東の平和と安定の側に立ってきたことを保証するとともに、紛争地域からのポーランド人の避難に関わった国々の代表に感謝の意を表した。

ドゥダ大統領とニーニスト・フィンランド大統領との会談【20日】

20日、ドゥダ大統領は、ワルシャワを訪問したニーニスト・フィンランド大統領と会談を行った。両大統領の間では、ハイブリッド脅威の文脈におけるNATO東方地域の安全保障、経済協力、インフラ整備に主な話題が及んだ。ドゥダ大統領は、最も重要なアジェンダはロシアからの移民圧力という文脈における安全保障の問題であったと報告し、「今日、フィンランドは、ポーランドが2021年以来対処してきたのと同じような現象に直面している。つまり、フィンランド国境に対して移民を向かわせることによって行われているハイブリッド攻撃である。」と述べた。また、ドゥダ大統領は、ニーニスト大統領に対し、支援を行う用意があることを確約し、「フィンランドは、ポーランドからの経験の共有も頼りにできる。なぜなら、我々は移民圧力から国境を守ってきた2年以上にわたる経験を持っているからだ。何よりもまず、ベラルーシ当局からかけられている移民圧力のことである。我々は、首尾一貫して、欧州の義務履行の枠の中においても国境を守り続けている。」と強調した。さらに、両大統領は、ウクライナ情勢についても議論を行った。ドゥダ大統領は、ウクライナはNATOに加盟すべきであり、そのためにまずは戦争を終わらせる必要があるが、これは国際社会が実現すべき目標であると述べた。

ヤブウォンスキ外務次官によるEU外相非公式オンライン会合代理出席【20日】

20日、ヤブウォンスキ外務次官は、ラウ外相の代理として、中東情勢に関するEU外相非公式オンライン会合に出席した。ヤブウォンスキ次官は、ガザ地

区の将来について、EUと特に中東におけるパートナーが積極的に協力を進めるよう呼びかけた。また、ヤブウォンスキ次官は、すべての民間人の保護と人質の解放が最優先事項に据えられていることに変わりはないと述べ、「困っているパレスチナ人に人道支援を提供することが極めて重要である。」と述べた。さらに、ヤブウォンスキ次官は、ガザ地区での軍事作戦が完了した後の時期における国際社会の行動を再考し、準備を進めることを含め、現在進行中の危機について外交的な問題解決を追求するポーランドのコミットメントを示した。

ゲルヴェル外務次官によるG7+外相オンライン会合代理出席【21日】

21日、ゲルヴェル外務次官は、ラウ外相の代理として、ウクライナにおけるエネルギー部門に対して行われる支援に関するG7+外相オンライン会合に出席した。米国のプリンケン国務長官と日本の堀井外務副大臣が共催した会合には、21の国家と国際機関の代表が集った。また、ウクライナのクレバ外相が、ウクライナにおける現状とロシアがエネルギー関連インフラに行った攻撃によって生じたニーズについて説明を行った。ゲルヴェル次官は、エネルギー面においてウクライナへさらなる援助を行う必要性を強調するとともに、戦うウクライナに支援を提供する重要な物流ハブとしてのポーランドが果たしている役割を想起した。また、ゲルヴェル次官は、ウクライナのゼレンスキー大統領がイニシアティブをとる平和フォーミュラの第3ポイント(エネルギー安全保障)の実施においてポーランドが共同リードする役割を果たしていることを指摘した。

ドゥダ大統領によるV4首脳会合出席【22日】

22日、ドゥダ大統領は、プラハで開かれたV4諸国大統領会合に出席した。V4大統領は、ヴィシエグラード基金、インフラ整備、経済開発、エネルギー協力、そしてウクライナでの戦争の文脈における地域の安全保障について議論を行った。ドゥダ大統領は、「ヴィシエグラード基金の機能と我々の地域の発展に及ぼす影響に話題が及んだ。ヴィシエグラード基金は、対ウクライナ避難民支援などにおいてとても重要な任務を遂行している。」と述べた。また、ドゥダ大統領は、V4が三海域イニシアティブ(3SI)の発展にとって、両方のフォーマットが重なり合っているために、重要な意味を持つことを強調し、「道路、高速鉄道、大規模なインフラ整備プロジェクトなど、我々が実施している交通ソリューションは、欧州の我々の地域において、我々の国々同士の繋がりを発展させるものである。」と指摘した。さらに、ドゥダ大統領は、V4諸国大統領がさらなる対ウクライナ支援について議論を行ったことを強調し、我々は皆、ウクライナが常に助けを必要としていることに同意しており、このような方向性は、対ウクライナ支援と対避難民支援

という2つの側面から実現されなければならない。」と述べた。加えて、ドゥダ大統領は、次回のV4諸国

大統領会合がポーランドで開かれることを発表した。

治 安 等

ワルシャワで親パレスチナのデモが実施【18日】

18日、ワルシャワで親パレスチナのデモが行われた。参加者らは、ワルシャワ中心部のズバヴィチェラ広場からイスラエル大使館付近まで行進し、「イスラエル軍はテロリストだ」、「今すぐ停戦せよ」などと呼びかけた。主催者は、約1万人がデモに参加したと発表した。一部報道によると数百人が参加したとされる。

ワルシャワ市長は、デモに先立つ15日、警察が安全を確保できないとしてこのデモを禁止する旨を発表した。これに対し、ワルシャワ地方裁判所は、16日、禁止を覆す判断を下した。

カトヴィツェの炭鉱付近で地震が発生【19日】

19日午後9時頃、南部カトヴィツェでマグニチュード2.6の地震が発生した。地震はスタジツ炭鉱付近で発生したが、地下の作業員を含め被害者はなかった。

ポーランド鉱山では、2018年から2022年にかけて、19件の岩石破裂が発生しており、その一部は地震が原因とされる。この間、23件の死亡事故、3件の重大事故、98件の軽微な事故が発生している。

ワルシャワの通りに爆発装置を仕掛けた女が逮捕【20日】

20日、警察当局は、ワルシャワで爆発装置を仕掛けた38歳の女を逮捕・起訴したと発表した。容疑者は、11月10日夜から11日にかけて、ワルシャワ中心部(Nowy Swiat 通り付近)のレストランのドア付近に

爆発装置を仕掛けた後、列車でヴロツワフの自宅に戻った。爆発装置は女が組み立てたもので、割れたガラスや釘が詰められていた。けが人はなかったが、小さな爆発が発生しており、時間帯によっては多数の人が負傷する可能性があったという。

容疑者の自宅からは、イスラム過激組織に関する資料等が発見されたほか、他にも爆発装置を製造できる部品が見つかった。一方、容疑者は、イスラム過激派とのつながりを否定しており、動機について、ポーランド国内に存在する「脅威」を知らしめたかったと供述している。

ロシアのスパイ16人が起訴【22日】

22日、ルブリンの地方検察は、ロシアの特殊部隊との協力関係が疑われるスパイ16人を起訴した。捜査結果によると、容疑者らは、ポーランドの軍事施設や港といった重要インフラの偵察活動のほか、ポーランドで偽の宣伝等を流布する陽動作戦も行っていた。2023年1月から同年3月までの間、ワルシャワ、ジェシュフ、プシェミシル、メディカ等で活動していたことが明らかになっている。

スロバキアとの国境管理が延長【22日】

22日、内務行政省は、11月22日までの期限でスロバキアとの国境で導入している国境管理を、12月3日まで延長することを明らかにした。

ポーランドでは、スロバキアからの移民の流入を阻止するため、シェンゲン協定に基づき、10月4日に国境管理を導入した。今回の延長は3回目となる。

経 済

経済政策

ポーランド・ウクライナ国境における輸送業者による抗議行動【22日】

ウクライナとの国境で2週間続いている輸送業者の抗議行動は、ドロフスク、フレベンネ、コルチョヴァに続いて、22日には、メディカまで拡大された。但し、生鮮食料品、人道的輸送、軍事的輸送の車両は通常通り通過している。

ポーランドの輸送業者は、この抗議行動による封鎖は、ウクライナからの輸送会社に対する自由すぎるアプローチの結果であると主張している。EUとの輸送協定に基づき、二国間輸送や通過輸送を許可されているウクライナ企業家たちは、ポーランド輸送市場に着実に参入し、あっという間にポーランド企業をウクライナ向け輸送から追い出してしまった。ポーランド企業家は、協定の不平等な条件として、ウクライナのドライバー雇用がポーランドと比べるとはるか

に低コストであると指摘している。

戦前は、ウクライナの輸出の90%近くは海上輸送で行われていた。ポーランドはウクライナにとって西欧への中継国であるが、ポーランド企業にとってはそうではなく、抗議の原動力の一つとなっている。11月17日、ポーランド輸送業者は欧州委員会のワルシャワ代表部に対し、商業輸送許可の回復、ウクライナのeチェックシステムからのポーランド車の除外、EU域外からの資本を持つ企業のポーランドでの登録の禁止を求める要請書を提出した。これらの要求には、ハンガリー、チェコ、スロバキア、リトアニアの運輸団体も支持した。

最高会計検査院によるウクライナ穀物輸入に関する監査報告【22日】

最高会計監査院(NIK)は、ウクライナからの穀物

輸入に関する農業省への監査を行った結果として、国家当局は無秩序な輸入の影響からポーランドの農家を守ることができなかったとの監査報告を行った。

2022年1月から2023年8月までに541社がウクライナから穀物を輸入し、その総額は62億ズロチに上ると報告されている。NIK報告書は、コヴァルチク前農相による対応を批判し、状況の推移を予測するための分析的裏付けの欠如と欠陥を強調、その結果として、危機の影響を受けた農家を支援するために5億1600万ズロチが支出されたが、農業市場の

不安定化に対抗する効果的な対策がなかったと報告した。

欧州委員会によるポーランド復興計画修正案の承認【21日】

欧州委員会は、ポーランド国家復興計画(KPO)の修正案を承認した。これにより、ポーランドは、まず年内にも復興基金から50億ユーロの前払い金を受け取る。さらに残りの550億ユーロについては、司法制度改革の実施を条件としている。

マクロ経済動向・統計

10月小売売上高前年比2.8%増【22日】

10月の小売売上高は、インフレ調整後で前年比2.8%増となり、景気予想を上回るプラス成長となった。今年初の年間プラス成長は、個人消費の回復を反映している。10月は変動があったものの、燃料、繊維、衣料品等の売上がプラスに転じた。自動車販売台数は前月比で変動したものの、全体としては緩やかな回復を示した。インフレ率の低下と消費者心理の改善を特徴とする経済的背景は、個人消費の回復の継続を押し支えている。

ポーランド企業による海外投資の状況【22日】

ポーランド経済は主に輸出によって成長しているものの、ポーランド企業の国際化はまだ非常に遅れている状況であり、海外に投資しているポーランド企業数は数千社に限られている。

過去10～15年間のポーランドGDP成長の半分以上は外需によるもので、13万社近い国内企業と約7千社の外資系企業が輸出活動に携わっているが、国内企業のグローバル化への直接関与の強度は高くなく、ポーランド企業の平均輸出額は約100万ユーロに対して、外国企業の平均輸出額は約1600万ユーロとなっている。

約1800社のポーランド企業が、海外に拠点を持つなど、何らかの形で海外投資に関わっているが、ポーランドの場合、これは全企業数の僅か0.2%に相当し、チェコやハンガリーとは同程度の割合であるものの、ドイツでは1.5%、仏は3.6%、スカンジナビア諸国では8%に達する。

10月の雇用・賃金統計【21日】

ポーランド中央統計局(GUS)のデータによると、雇用者数は0.1%減(前月比2000人減)と意外な結果となり、賃金の変動ではなく、人員削減による調整が続いていることを示唆した。一方、賃金は予想を上回る12.8%増(平均7,545ズロチ)となった。工業部門の生産は前年同期比1.6%増となり、若干のプラス傾向も見られたが、依然として2022年初頭の水準を下回っている。伸びは主に内需に見られる。しかし、生産者物価指数(PPI)は前年比-4.1%と予想を下回った。このことは、今後数ヵ月間、デフレが長期化し、生産者物価に影響を与える可能性を示唆している。簡単に言えば、労働市場は雇用削減で調整され、賃金は上昇し、鉱工業生産は回復しているが、生産者物価のデフレが続く可能性を示すPPIから懸念が生じている。

ポーランド産業動向

ウクライナから移転するウクライナのスタートアップ企業の59%がポーランドを選択【20日】

ポーランド・ウクライナ・スタートアップ・ブリッジ(PUSB)は、ウクライナのスタートアップ・エコシステムに関する報告書「スタートアップとビジネス・エコシステム」を新たに発表した。PUSBがウクライナのエコシステムに関する調査を実施するのは3年連続だが、2023年は初めて、スタートアップの創業者に加え、ウクライナのビジネス支援機関の代表者にも調査を実施した。今年の報告書のテーマは、ウクライナの再建におけるウクライナのスタートアップの役割と、スタートアップを支援するウクライナの支援エコシステムの準備状況であった。

ウクライナの復興を支援する新たなイノベーションの研究開発を検討しているかという質問に対しては、

78%のスタートアップがそのような活動を検討していると回答した。これらの回答は、新興企業が復興プロセスに参加し、長期的に革新的なソリューションを開発する準備ができていることを示している。海外移転を決めたウクライナの新興企業の59%が、ウクライナからの移転先にポーランドを選んでいる。

Ferrum、水素パイプでシェア20%を目指す【22日】

鉄・鋼管メーカーのFerrumは、2029年までの戦略として、水素パイプ分野で20%、アンモニアパイプ分野で10%のシェア獲得を目指すと発表した。同社はまた、研究開発への投資、新しいパイプ製造技術の導入、戦略的パートナーシップの確立、新しい地域への進出も計画している。

Orlenの子会社がKUFPEC Norway社を買収【21日】

20日、国営石油・ガス企業 Orlen グループ傘下の PGNiG Upstream Norway 社は、クウェート国外石油探鉱会社（KUFPEC）の子会社である KUFPEC Norway 社の株式100%を約4億4500万米ドルで取得する契約を締結した。この買収により、Orlen グループのノルウェーにおける天然ガス生産量は3分の1増加し、年間40億立方メートル超となり、また、炭化水素の生産量は2024年末までに原油換算で1日10万バレル超と予想される。新たに買収する事業は、Orlen グループがすでに活動している5つの鉱区の権益を含んでおり、これらの鉱区から生産されるガスは、バルティック・パイプラインを通じてポーランドに輸送される。

Orlen と Gaz-System のCO2回収・送電・隔離技術導入に関する意向書の締結【23日】

23日、国営石油・ガス会社 ORLEN 社とガス送電システム運営会社 Gaz-System 社は、CO2回収・送電・隔離技術の導入に向けた準備活動に関する意向書に調印した。Orlen によると、温室効果ガスの排出管理は、肥料、冶金、セメント等の産業における競争力を維持する機会であり、気候中立性を達成するための重要な部分でもある。一方、Orlen の戦略では、グループ独自の排出量と商業サービスを通じて、2030年までには年間約300万トンのCO2を管理できることとしている。

科学技術

高温ガス炉技術分野に係る研究開発に関する協力覚書の締結【16日】

11月、文部科学省と気候・環境省間の高温ガス炉技術分野に係る研究開発に関する協力覚書の署名式が行われ、モスクワ気候・環境大臣と盛山文部科学大臣が署名した。高温ガス炉は、炉心の主な構造材に耐熱性の高い黒鉛、冷却材にヘリウムガスを

それぞれ用いているため安全性に優れ、950℃の高温の熱を取り出すことができ、その高温で水素を製造することができる次世代原子炉である。現在、両国間では原子力研究開発機構とポーランド国立原子力研究センターが高温ガス炉研究炉の研究開発協力を進めている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるととも

に、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日（金）～11月26日（日）】

ヴロツワフ市ヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館で、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław

【予定】 展覧会「歌川広重」【2023年11月17日（金）～2024年5月5日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

【予定】 日本-ポーランド、インダストリアルフォーラム【2023年11月27日（木）15:30～22:00】

株式会社「Yokogawa Polska」の開催による「日本-ポーランド、インダストリアルフォーラム」が開催される予定です。産業及びエネルギー分野におけるポーランド企業と日本企業の協力を促進するイベントです。

開催場所：Radisson Collection Hotel, Warsaw

【予定】国際チャリティーフェア【2023年12月3日（日）】

外交団長夫人協会（SHOM）主催国際チャリティーフェアが、COSトルバルアリーナで開催されます。日本を含めた数十カ国の外交団が用意したブースでは、各国伝統の品々が購入できるほか、パフォーマンスなどの文化行事、フード・コートも用意されています。入場料（20ズロチ）を含め、収益はすべてポーランドの慈善活動に寄付されます。ご来場をお待ちしています。

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)